

新監告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和6年度定期監査を執行し、同条第14項の規定により、当該監査の結果における口頭講評事項に対する改善策について報告があったので、次のとおり公表する。

令和7年3月28日

新座市監査委員 松 本 四 郎

新座市監査委員 鈴 木 秀 一

令和6年度定期監査口頭講評事項に対する各所属の改善策

口頭講評事項

表題	内容	改善策
市立保育園の施設修繕における予算措置及び支出負担行為前の着工について (保育課)	市立保育園の施設修繕について、予算残額が不足することを認識していたにもかかわらず、予算流用等による予算措置及び契約行為を行うことなく、施設修繕10件（契約金額合計2,624,600円）を受注者に行わせていた。 本来であれば、予算流用等により予算を確保した上で、適切な時期に必要な書類を取り交わし、契約を締結してから修繕をさせるべきところである。 今後は、適切な事務執行を求めるとともに、内部統制の向上を図られたい。	複数人での進捗管理を行うとともに、予算執行の手引き等のマニュアルを再確認し、適切な予算執行に努める。
一般職旅費の支給漏れについて (児童発達支援センター)	令和6年7月1日から同月5日までの5日間の出張について、出張命令簿に記載し、復命書による復命もされていたが、旅費の支給が漏れていた。 当該月の出張で旅費が発生しているものについては、翌月の10日までに支出命令書を作成し、出張命令簿とともに出納室に提出することになっている。 今後は、適切な事務執行を求めるとともに、内部統制の向上を図られたい。	復命書と研修一覧表を突合しチェックする。その後、支出命令処理は月別の処理確認表を作成し確認する。併せて、毎月の声かけも行いながら、再発防止に努める。
清掃業務における消耗品費用の不適切な支出について (保健センター)	保健センター・歴史民俗資料館複合施設総合管理業務委託契約書の清掃業務仕様書において、受注者が負担することとされているハンドソープの購入について、市が消耗品費で9月末までに合計3回（11,340円）支出していた。 本来、受注者が負担すべき消耗品費を市が支出したことは、仕様書の記載にそぐわない不適切な予算執行である。 今後は、適切な予算執行を求めるとともに、内部統制の向上を図られたい。	本件は、契約内容の変更について、人事異動による担当者間の引継漏れに起因していることから、事務引継ぎマニュアル作成の際、前年度からの変更点を、書面で分かりやすく書き出し、担当者間で確認を行い、再発防止に努める。 また、所属内でも共有し、内部統制の向上に努める。